

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 船舶局を開設しようとする者がとるべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第4条及び第6条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備を船舶に設置し、無線従事者を配置した後に総務大臣に船舶局を開設した旨届け出なければならない。
- 2 無線設備を船舶に設置した後に総務大臣の登録を受けなければならない。
- 3 船舶局の開設の免許申請をし、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 4 あらかじめ総務大臣に船舶局を開設する旨届け出なければならない。

A - 2 次の記述は、申請による指定事項の変更について、電波法(第19条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線局の免許人又は予備免許を受けた者が識別信号、□A、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、□B その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

- | | |
|--|--|
| <p>A</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電波の型式、周波数 2 電波の型式、周波数 3 通信の相手方、通信事項 4 通信の相手方、通信事項 | <p>B</p> <ol style="list-style-type: none"> 電波の規整 混信の除去 電波の規整 混信の除去 |
|--|--|

A - 3 次の表の記述は、電波の型式の記号表示及びその内容を示すものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、その記号と内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	H3E	振幅変調で両側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
2	J3E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
3	F3E	角度変調で周波数変調	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	F1B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）

A - 4 次の記述は、第四級海上無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作(アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。)の範囲について、電波法施行令(第3条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

第四級海上無線通信士の資格の無線従事者は、次に掲げる無線設備の□A（モールス符号による通信操作及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。）を行うことができる。

- (1) □B に施設する空中線電力 □C 以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）
- (2) 海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線電力125ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）
- (3) 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

- | | | |
|--|--|--|
| <p>A</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 操作 2 通信操作及び外部の調整部分の技術操作 3 操作 4 通信操作及び外部の調整部分の技術操作 | <p>B</p> <ol style="list-style-type: none"> 船舶 船舶及び自動車その他の陸上を移動するもの 船舶及び自動車その他の陸上を移動するもの 船舶 | <p>C</p> <ol style="list-style-type: none"> 250ワット 250ワット 500ワット 500ワット |
|--|--|--|

A - 5 次の記述は、海上移動業務の無線局の目的外使用の禁止等について、電波法（第52条から第55条まで）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された□Aの範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
無線局を運用する場合には、□B、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状に□Cであること。
(2) 通信を行うため必要最小のものであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 無線局の種類別	無線設備の工事設計	記載されたものの範囲内
2 無線局の種類別	無線設備の設置場所	記載されたところによるもの
3 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の工事設計	記載されたところによるもの
4 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内

A - 6 次の記述は、無線電話通信における通報の送信速度等について、無線局運用規則（第16条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線電話通信における通報の送信は、語辞を区切り、かつ、□A行わなければならない。
遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る の送信速度は、□Bでなければならない。

A	B
1 明りように発音して	原則として、1分間について50字を超えないもの
2 明りように発音して	受信者が筆記できる程度のもの
3 適度な速さで	原則として、1分間について50字を超えないもの
4 適度な速さで	受信者が筆記できる程度のもの

A - 7 次の記述は、船舶局が無線電話により呼出し及び応答を行う場合の方法について、無線局運用規則(第20条、第23条及び第58条の11)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

呼出しは、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。

(1) 相手局の呼出名称 □A
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 □B

船舶局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならず、応答は、順次送信する次に掲げる事項(以下「応答事項」という。)によって行うものとする。

(1) 相手局の呼出名称 □C
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 □D

の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「どうぞ」を送信するものとする。

A	B	C	D
1 2回以下	1回	2回以下	1回
2 2回以下	2回以下	2回以下	2回以下
3 3回以下	1回	3回以下	1回
4 3回以下	3回以下	3回以下	3回以下

A - 8 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信による呼出しについて、無線局運用規則（第58条の4）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

デジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）による呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。

- (1) 呼出しの種類
- (2)
- (3)
- (4)
- (5) 通報の型式
- (6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。）
- (7) 終了信号

	A	B	C
1	相手局の識別表示	呼出しの信号	自局の識別信号
2	相手局の識別表示	通報の種類	自局の識別信号
3	自局の識別信号	呼出しの信号	相手局の識別表示
4	自局の識別信号	通報の種類	相手局の識別表示

A - 9 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信による通報の送信の終了及び通信の終了について、無線局運用規則（第36条及び第38条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1)
- (2) どうぞ
通信が終了したときは、を送信するものとする。

	A	B
1	こちらは、そちらに送信するものはありません	さようなら
2	こちらは、そちらに送信するものはありません	通信終了
3	送信を終わりましたが、受信しましたか	さようなら
4	送信を終わりましたが、受信しましたか	通信終了

A - 10 船舶局の運用に関する次の記述のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- 2 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
- 3 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 4 中短波帯又は短波帯の周波数の電波により船舶の航行に関する通信を行う場合
- 5 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合

A - 11 次の記述のうち、安全通信の意義に該当するものはどれか。電波法（第52条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 3 船舶又は航空機に緊急の事態が発生した場合に安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

A - 12 次の記述は、海上移動業務における緊急通信の取扱いについて、電波法（第67条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ
 字句が入るものとする。

海岸局等(注)は、 A に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

海岸局等(注)は、緊急信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 A を行う場合を除き、その通信が B までの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

注 海岸局等とは、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。

- | A | B |
|--------------|-----------------|
| 1 非常の場合の無線通信 | 自局に関係のないことを確認する |
| 2 非常の場合の無線通信 | 終了する |
| 3 遭難通信 | 自局に関係のないことを確認する |
| 4 遭難通信 | 終了する |

A - 13 次の記述は、海上移動業務における無線電話による遭難呼出しについて、無線局運用規則（第76条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

遭難呼出しは、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) <input type="text"/> A （又は「遭難」） | 3回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 遭難している船舶の船舶局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |

遭難呼出しは、 B にあててはならない。

- | A | B |
|---------|---------|
| 1 メーデー | 特定の無線局 |
| 2 メーデー | 不特定の無線局 |
| 3 パン パン | 特定の無線局 |
| 4 パン パン | 不特定の無線局 |

A - 14 次の記述のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるときに該当するものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波が他の無線局の運用に妨害を与えるおそれがあると認めるとき。
- 4 無線局が免許状に記載された目的の範囲を超えて運用していると認めるとき。

B - 1 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線電話による試験電波の発射について、無線局運用規則（第39条及び第18条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の ア によって聴守し、 イ を確かめた後、次の事項を順次送信しなければならない。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) <input type="text"/> ウ | 3回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称 | 3回 |

更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 エ」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 エ」の連続及び自局の呼出名称の送信は、 オ を超えてはならない。

及び の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確認しなければならない。

- | | | | |
|---------------------|----------------------|----------------------|-----------|
| 1 周波数 | 2 他の無線局の通信に混信を与えないこと | 3 20秒間 | 4 ただいま試験中 |
| 5 本日は晴天なり | 6 各局 | 7 しけん しけん | 8 10秒間 |
| 9 他の無線局が通信を行っていないこと | | 10 周波数及びその他必要と認める周波数 | |

B - 2 次の記述のうち、一般通信方法における無線通信の原則として、無線局運用規則（第10条）に規定されているものを1、これに規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 無線通信は、長時間にわたって行ってはならない。
- イ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- ウ 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- エ 無線通信は、できる限り速い通信速度で行わなければならない。
- オ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

B - 3 次の記述は、海上移動業務における無線電話による遭難通報の送信について、無線局運用規則（第77条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

遭難呼出しを行った無線局は、□ア、遭難通報を送信しなければならない。

遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 「□イ」又は「遭難」
 - (2) 遭難した船舶又は航空機の□ウ
 - (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、□エ及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び□オで示す距離によって表すことができる。

- | | | | | |
|---------------------------|------------------------|-----------|------|---------|
| 1 名称又は識別 | 2 遭難の種類 | 3 メーデー | 4 海里 | 5 遭難の時刻 |
| 6 所有者又は運行者 | 7 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて | 8 パン パン | | |
| 9 その呼出しに対する応答があったときは、速やかに | | 10 キロメートル | | |

B - 4 次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者の免許の取消しの処分
- イ 3箇月以内の期間を定めて、無線設備の操作に従事する範囲を制限する処分
- ウ 3箇月以内の期間を定めて、その業務に従事することを停止する処分
- エ 3箇月以内の期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分
- オ 2年間無線従事者国家試験の受験を停止する処分

B 5 次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項を1、これに記載を要しない事項を2として解答せよ。

- ア 無線機器の試験又は調整のために行った通信の概要
- イ 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
- ウ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- エ 自局の船舶の航程（発着又は寄港その他の立ち寄り先の時刻及び地名等を記載する。）
- オ 検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときにその措置の内容

B - 6 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状及び無線従事者免許証の取扱いについて、電波法施行規則（第38条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局に備え付けておかなければならない免許状は、□ア（船舶局にあつては□イとする。）の□ウに掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

無線従事者は、□エは、免許証を□オしていなければならない。

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|---------|
| 1 主たる送信装置のある場所 | 2 通信操作を行う場所 | 3 その選任されている期間中 | |
| 4 その業務に従事しているとき | 5 航海船橋 | 6 上部 | |
| 7 見やすい箇所 | 8 携帯 | 9 無線局内に保管 | 10 通信室内 |